

学童保育の施策をめぐる現状と課題

— 保護者と指導員が共に

全国学童保育連絡協議会

本稿では、学童保育の施策の経緯をおおまかにふり返り、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）が二〇二三年に行った実施状況調査^{*1}、そして「放課後児童対策パッケージ」など最近の国の動向をふまえて、今後の課題をお伝えします。

学童保育の成り立ちと法制化、 施策の経緯

「働きつづけること」と「子育て」の両立を願う多くの人々の思いをもとに、保護者と指導員が力をあわせて全国各地で学童保育の「つくり運動」をはじめたのは、一九五〇年代のことです。

当初、学童保育には国・自治体の施策や予算はありませんでしたが、各地の学童保育関係者が連絡協議会を通じて法制化と施策の策定を求めてきたこと

もあり、ようやく一九九七年、「児童福祉法」に「放課後児童健全育成事業」として位置づけられました。

* * *

二〇一二年、「子ども・子育て支援法」が成立し、「児童福祉法」が改定されました（二〇一五年に施行）。この「児童福祉法」では、学童保育の実施基準は「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならぬ」とされています。

また、国は二〇一四年に厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「設備運営基準」）、翌二〇一五年に「放課後児童クラブ運営指針」（以下「運営指針」）を策定しました。

現在、学童保育は各市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられていて、市町村は事業の実施にあたって、ニーズ調査にもとづい

